

条 例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第三号

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。